

特定最低賃金及び労使協定の最低額

件名	現行	労使協定の最低額	
		令和6年度	令和7年度
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	1,098	1,128	1,208
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	1,114	1,129	1,189
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,105	1,125	1,187
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,102	1,102	1,173
埼玉県自動車小売業最低賃金	1,089	1,089	1,169

【単位：円/時間】